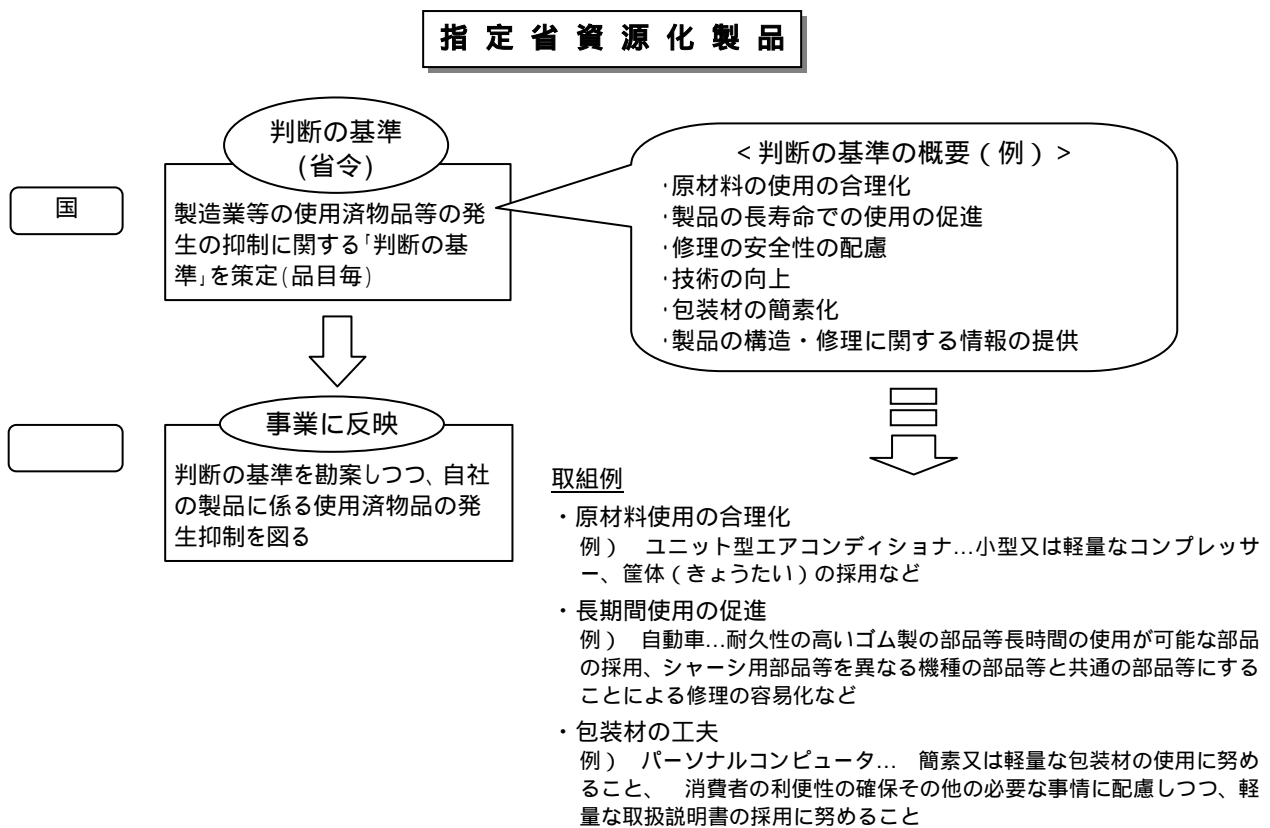


1 - 3 資源有効利用促進法に基づく環境配慮設計

『資源有効利用促進法』では、省資源化・長寿命化の設計等を行うべき製品（指定省資源化製品）として19品目、リサイクルし易い設計等を行うべき製品（指定再利用促進製品）として約23品目が指定されている。

指定品目各々について、国が判断の基準を策定（省令）し、事業者は判断の基準を勘案しつつ、“自社の製品に係る使用済物品の発生抑制”や“自社の製品がリサイクルし易い製品となるよう設計に取り組む”こととされている。

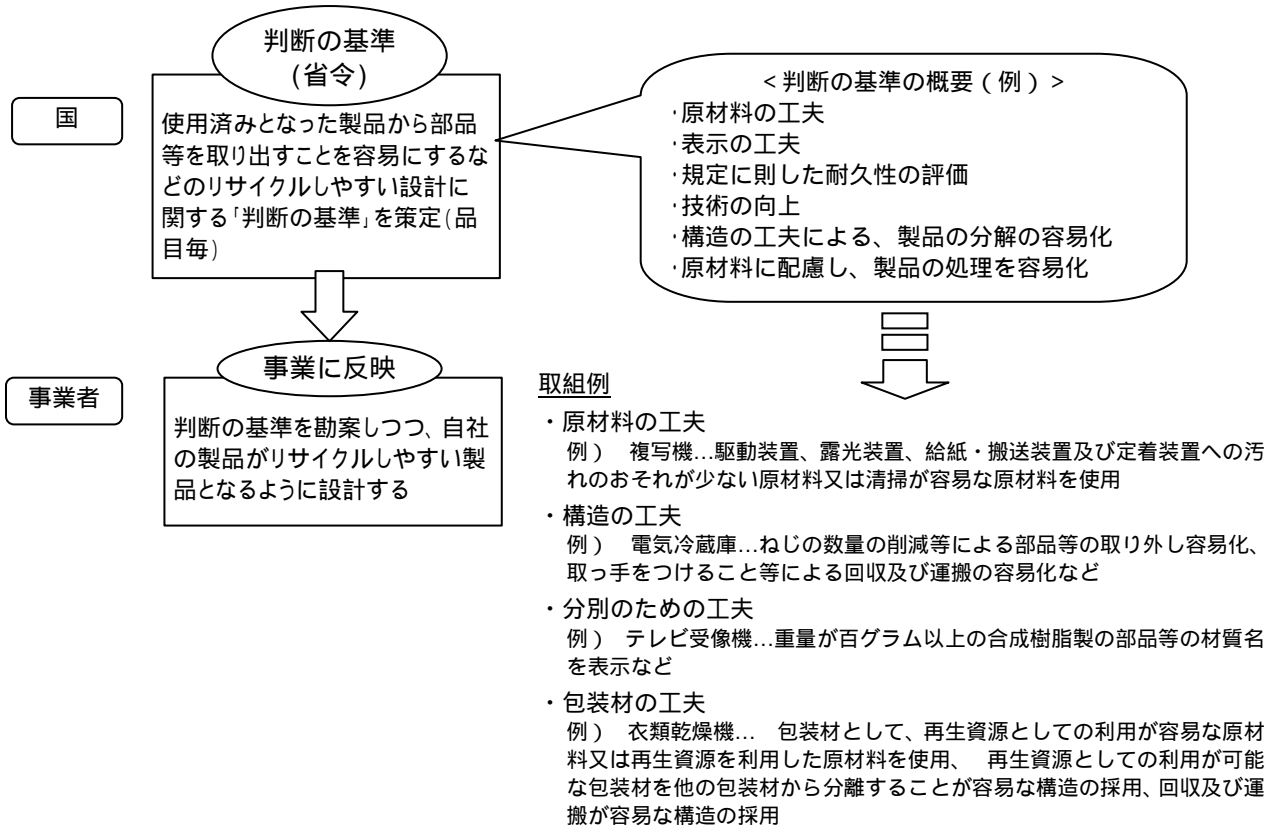


対象となる製品（19品目）

自動車、ユニット型エアコンディショナ、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、収納家具^{*1}、棚^{*1}、事務用机^{*1}、回転いす^{*2}、石油ストーブ^{*3}、ガスコンロ^{*4}、ガス瞬間湯沸器^{*5}、ガスバーナー付ふるがま^{*6}、給湯機^{*7}、パソコン

- *1 金属製のものに限る
- *2 金属製の部材により構成されたものに限る
- *3 密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く
- *4 グリル付きのものに限る
- *5 先止め式のものに限る
- *6 給湯部を有するものに限る
- *7 石油を燃焼するものに限る

指定再利用促進製品



対象となる製品(23品目)

浴室ユニット、自動車、ユニット型エアコンディショナ、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、複写機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、収納家具^{*1}、棚^{*1}、事務用机^{*1}、回転いす^{*2}、システムキッチン^{*3}、石油ストーブ^{*4}、ガスコンロ^{*5}、ガス瞬間湯沸器^{*6}、ガスバーナー付ふるがま^{*7}、給湯機^{*8}、パソコン、小型二次電池使用機器

*1 金属製のものに限る

*2 金属製の部材により構成されたものに限る

*3 台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう

*4 密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く

*5 グリル付きのものに限る

*6 先止め式のものに限る

*7 給湯部を有するものに限る

*8 石油を燃料とするものに限る